

(修正箇所)

第4条

2 前項の国の法令には国家行政組織法（昭和23年法律第120号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、行政手続法（平成5年法律第88号）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）、財政法（昭和22年法律第34号）及び会計法（昭和22年法律第35号）その他の行政通則法令が含まれるものとし、同項の国際的な基準又は慣行には、GSR Part2 (2016年) などの国際原子力機関（IAEA）の定める基準、ISO9001 (2015年) などの国際標準化機構（ISO）の定める規格、JISQ9001 (2015年) などの日本産業規格その他の基準又は確立した国際慣行が含まれるものとする。

(教育・訓練の実施等)

第26条 部等の長及び課等の長は、当該部等又は課等に所属する職員について、必要に応じ任じられた業務に対する理解及び必要な力量が不足している場合には、必要な水準に到達することができるよう、業務を通じた教育・訓練の実施、原子力安全人材育成センターが実施する研修への参加又は外部の機関の研修への派遣等を命じるものとする。